

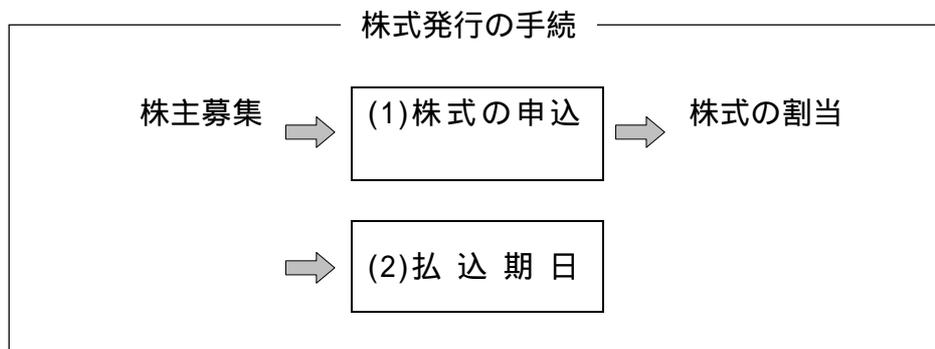
20日で合格る！日商簿記2級最速マスター 商業簿記 第2版補訂版
 訂正

<株主となる時期>

従来の規定では「新株を発行した場合、新株の引受人が株主となる日は、払込期日の翌日」となっていたが、平成16年の商法改正により「払込期日の翌日」ではなく「払込期日」に変更されました。この改正に伴い、簿記学習上、株式発行の処理に影響がでますので以下の箇所を訂正の上、学習を進めてください。

箇所	改正前	改正後
143ページ 株式申込証拠金の説明文	その後株式の割当が決まり、商法上新株の引受人は、 <u>払込期日の翌日</u> に株主となるので、 <u>払込期日の翌日</u> に株式申込証拠金勘定から資本金勘定に振り替えます。	その後株式の割当が決まり、商法上新株の引受人は、 <u>払込期日</u> に株主となるので、 <u>払込期日</u> に株式申込証拠金勘定から資本金勘定に振り替えます。
144ページ (2)のタイトル	(2) <u>払込期日の翌日</u>	(2) <u>払込期日</u>
144ページ ケース5の問題文	水戸商事株式会社は、ケース4の申込証拠金をもって払込金に充当し、 <u>払込期日の翌日</u> に資本金に振り替え、同時に別段預金を当座預金に預け替えた。	水戸商事株式会社は、ケース4の申込証拠金をもって払込金に充当し、 <u>払込期日</u> に資本金に振り替え、同時に別段預金を当座預金に預け替えた。
145ページ <実務的で簡単な処理を すると>	<u>払込期日の翌日</u> に次の仕訳がなされます。	<u>払込期日</u> に次の仕訳がなされます。

143ページの図は以下のものに差し替えて下さい。



追加項目

<役員賞与の取扱い>

役員賞与の取扱いについては従来、利益処分として扱われていましたが、「役員賞与の会計処理に関する当面の取扱い」が公表されたことにより、原則として発生時に費用処理をすることとなりました。(ただし、当面の間は従来のように役員賞与を利益処分として扱う処理も認められます。)

具体的な会計処理としては以下のようなものになると思われます。

従来どおり利益処分として処理				
決算時	仕訳不要			
株主総会時 (利益処分時) 利益準備金は 商法規定の最低 限度額を積み立 てる。	未処分利益	600	利益準備金	40
			未払配当金	300
			未払役員賞与	100
			別途積立金	100
			繰越利益	60
支払時	未払配当金	300	当座預金	400
	未払役員賞与	100		

発生時の費用として処理				
決算時	役員賞与引当金繰入	100	役員賞与引当金	100
	役員賞与の金額は株主総会で決議されるため、この時点では見積額で引当金計上をしておきます。			
株主総会時 (利益処分時) 利益準備金は 商法規定の最低 限度額を積み立 てる。	未処分利益	500	利益準備金	30
			未払配当金	300
			別途積立金	100
			繰越利益	70
		役員賞与引当金繰入が損益計算書上、販売費及び一般管理費に計上されますので未処分利益が100少なく算定されます。 利益の処分として社外に流出する金額は「未払配当金」だけになりますから、利益準備金の積立額に注意してください。		
支払時	未払配当金	300	当座預金	400
	役員賞与引当金	100		